瑞宝双光章を授ける（各通）
岩崎　清治
鈴木　弘四　武田　皓四　加藤
瑞宝双光章を授ける（各通）
野澤　肇　清原　正二　美宏
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上八月八日）
村越　喬　大町　昭　佐藤　義行
山下　節雄
瑞宝小綬章を授ける（各通）
長嶺　公成　宮川　忠生
瑞宝双光章を授ける（各通）
杉村　孝雄　舘　賢　中尾　義勲
（石岡市消防司令）
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上八月九日）
朴澤　正耕　前田　武男　森谷　義夫　俊有
白井　洋子　牧和平　長井　正出　直宏
小田　可知　小田　太　石橋　宏力
江渡　健一郎　大澤甲子男　赤木　機
青山　一郎
瑞宝小綬章を授ける（各通）
浅井　博義　久保　茂光　千葉　陽正
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上八月九日）
佐藤　泰弘　白水　敏雄　須賀　晶平
小林　朝男　小松　徳輝　近藤　英一　悼
明石　静夫　磯　正知　伊藤
瑞宝小綬章を授ける（各通）
福田　秀之　藤田　中野　裕道　長谷川　孝文
関　企開　卓三　森田　政雄
八代　仁美
瑞宝双光章を授ける（各通）
高橋　正一　高橋　正夫　三折　征男　榮
安齋　光雄　井上　昭　原
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上八月十日）
（東北大学名誉教授）　山口　高弘
瑞宝小綬章を授ける
村山　遠藤　精一　森田　南里　勝三　吉田　善男
武　司　野口　任男
瑞宝双光章を授ける
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上八月十一日）
洞口　和久
瑞宝双光章を授ける（八月十三日）
小山　一郎
瑞宝双光章を授ける（八月十四日）
神田　章二　谷本　数一
瑞宝単光章を授ける（各通）（八月十六日）
川原　寅夫
木杯一組台付を授ける（八月九日）

官報

労　働

争議行為の通知の公表について

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、郵政労働者ユニオンから、期間雇用社員の65歳雇用打ち切り反対の要求に関して、平成23年９月16日以降、同組合の組合員が従事する別表に掲げる郵便事業株式会社の全職場（栃木県、千葉県及び大阪府）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成 23 年９月 14 日

厚生労働大臣　小宮山洋子

別表

栃 木 県　佐野支店
千 葉 県　千葉支店、船橋支店、佐倉支店
大 阪 府　豊中支店

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、全日本赤十字労働組合連合会から、賃金引き上げ等の要求に関して、平成23年９月19日以降、同組合の組合員が従事する別表に掲げる全職場（北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、福島県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、富山県、山梨県、長野県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、島根県、広島県、山口県、香川県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、鹿児島県及び沖縄県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成 23 年９月 14 日

厚生労働大臣　小宮山洋子

別表

北 海 道　旭川赤十字病院、伊達赤十字病院、釧路赤十字病院、北見赤十字病院、栗山赤十字病院、北海道赤十字血液センター室蘭出張所及び北海道函館赤十字血液センター
青 森 県　八戸赤十字病院
岩 手 県　盛岡赤十字病院
宮 城 県　石巻赤十字病院
秋 田 県　秋田赤十字病院、秋田県赤十字血液センター及び秋田県赤十字血液センター広小路出張所
福 島 県　福島赤十字病院
埼 玉 県　さいたま赤十字病院、深谷赤十字病院、埼玉県赤十字血液センター及び埼玉県赤十字血液センター伊奈出張所
千 葉 県　成田赤十字病院
東 京 都　日本赤十字社医療センター、日本赤十字社医療センター附属乳児院、武蔵野赤十字病院及び大森赤十字病院
神奈川県　津久井赤十字病院
富 山 県　富山赤十字病院及び日本赤十字社富山県支部受託富山県立乳児院
山 梨 県　山梨赤十字病院
長 野 県　松本赤十字乳児院、長野赤十字病院、長野県赤十字血液センター、諏訪赤十字病院、安曇野赤十字病院、川西赤十字病院及び下伊那赤十字病院
三 重 県　三田赤十字病院及び三山田赤十字老人保健施設
滋 賀 県　大津赤十字病院、大津赤十字志賀病院、長浜赤十字病院、滋賀県赤十字血液センター及び滋賀県赤十字血液センター長浜出張所
京 都 府　京都第一赤十字病院及び京都第二赤十字病院
大 阪 府　大阪赤十字病院、大阪赤十字病院附属大手前整肢学園及び高槻赤十字病院
兵 庫 県　神戸赤十字病院、神戸赤十字病院附属須磨診療所、兵庫県赤十字血液センター、兵庫県赤十字血液センター三宮出張所、兵庫県赤十字血液センター三宮センター街出張所、兵庫県赤十字血液センター運転免許試験場出張所、兵庫県赤十字血液センター尼崎出張所及び兵庫県赤十字血液センター姫路出張所
和歌山県　日本赤十字社和歌山医療センター及び和歌山県赤十字血液センター田辺出張所
島 根 県　松江赤十字乳児院、松江赤十字病院及び益田赤十字病院
広 島 県　広島赤十字・原爆病院、庄原赤十字病院、広島県赤十字血液センター、広島県赤十字血液センター本通出張所、広島県赤十字血液センター福山出張所及び広島県赤十字血液センター福山供給出張所
山 口 県　三口赤十字病院
香 川 県　高松赤十字病院
高 知 県　高知赤十字病院、高知県赤十字血液センター及び高知県赤十字血液センター本町出張所
福 岡 県　福岡赤十字病院
佐 賀 県　唐津赤十字病院
長 崎 県　日本赤十字社長崎原爆病院及び日本赤十字社長崎原爆諫早病院
大 分 県　大分赤十字病院
鹿児島県　鹿児島赤十字病院
沖 縄 県　沖縄赤十字病院

最低賃金の改正決定に関する公示

静岡労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、静岡県最低賃金（昭和55年静岡労働基準局最低賃金公示第10号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

平成 23 年９月 14 日

静岡労働局長　麻田千穂子

第４号中「１時間725円」を「１時間728円」に改める。

公　告

諸　事　項

司法書士懲戒処分公告

下記の者については、司法書士法（昭和25年法律第197号）第47条第１号の規定に基づき、平成23年９月５日に戒告の処分を行ったので、同法第51条の規定に基づき、公告する。

平成 23 年９月 14 日

岐阜地方法務局長　谷　　安生

記

氏名　伊藤　　昇
所属する司法書士会　岐阜県司法書士会
登録番号　岐阜第459号
事務所の所在地　岐阜県各務原市大佐野町３丁目44番地
違反行為　登記申請人の申請意思確認義務違反等

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 23 年９月 14 日

北海道開発局長　高松　　泰

1　処分をした年月日　平成23年８月30日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　桜井鉄工株式会社　森岡　彬眞　北海道札幌市清田区清田１条１丁目４番地30　国土交通大臣許可（特―18）第14283号